

業務名：札幌市母子父子寡婦福祉資金貸付金債権回収等業務

記載箇所	質問	回答
仕様書 3	契約期間について、令和 8 年 3 月 31 日までとされており、更新に関する条項が見受けられないところ、同日に契約が終了した後、同一受託者との間の契約更新があり得るかどうか及び契約更新がない場合には、同年 4 月 1 日から新たに契約締結に至るような入札等のご予定があるかどうかについて、可能な範囲でご教示いただけますでしょうか。	契約期間については単年度契約といたします。次年度以降については未定です。
仕様書 4 （1）ア・イ	委託対象債権は「原則として、平成 15 年度から令和 2 年度末までに発生した未収債権(元利償還金及び違約金)のうち、札幌市が指定するもの」とされていますが、このうち、消滅時効が完成しているものの件数・金額をご教示いただけますでしょうか（件数・金額によることが難しい場合には、概算やおおよその割合でも差し支えございません。）	消滅時効が完成している割合は約 2 割です。
仕様書 6 （2）ア	債務者等から分割納付についての相談があった場合、その全件について貴市に相談して協議することを要するか、受託者に一定の裁量があるか、又はこれらの事項について契約後に貴市と受託者との間で柔軟に協議することが可能かについて、ご教示いただけますでしょうか。	事前に一定の裁量基準を設ける等の対応は可能です。